

企業会計基準公開草案第4号

「退職給付に係る会計基準」の一部改正（案）

平成17年1月13日

企業会計基準委員会

目次	項
目的	1
会計基準	2
適用時期等	4
結論の背景	7
経緯	7
改正の考え方	11

目的

1. 本会計基準は、企業会計審議会が平成 10 年 6 月 16 日に公表した「退職給付に係る会計基準」（「退職給付に係る会計基準注解」を含む。）の一部について、改正することを目的とする。また、平成 17 年 1 月 13 日に、本会計基準を適用する際の指針を定める企業会計基準適用指針公開草案第 7 号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正の適用指針（案）」が公表されているため、本会計基準の適用に当たっては、当該適用指針も参照する必要がある。

会計基準

2. 実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合の取扱いについて、「退職給付に係る会計基準注解」（注 1）1 における「当該超過額を資産及び利益として認識してはならない。」との定めは適用しないこととする。
3. このため、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合にも、当該数理計算上の差異又は過去勤務債務は、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理することとなる。

適用時期等

4. 本会計基準は、平成 17 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。
ただし、本会計基準は、平成 16 年 10 月 1 日以後平成 17 年 4 月 1 日前に開始する事業年度から適用することができる。
また、平成 17 年 3 月 31 日から平成 17 年 9 月 29 日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表についても適用することを妨げないものとする。
5. 本会計基準を適用する事業年度前に「退職給付に係る会計基準注解」（注 1）1 により資産及び利益として認識していなかった超過額（企業年金制度に係る退職給付債務を超える年金資産の額。以下「未認識年金資産」という。）が生じており、本会計基準を適用する事業年度の期首（平成 17 年 3 月 31 日から平成 17 年 9 月 29 日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表から適用する場合（第 4 項また書き参照）には、本会計基準を適用する事業年度の期末）において未認識年金資産が存在する場合には、当該未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分し、本会計基準の適用により当該事業年度の期首に発生したものとみなして、企業の採用する

処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理する。

ただし、未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分することができない場合には、その全額を数理計算上の差異とすることができる。

6. 数理計算上の差異の発生額について当期の発生額を翌期から費用処理する方法を用いている場合（「退職給付に係る会計基準注解」（注 9）2 参照）でも、本会計基準を適用することにより事業年度の期首に発生したとみなした数理計算上の差異に限り、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、当期から費用の減額として処理する。

結論の背景

経緯

7. 平成 10 年 6 月 16 日に企業会計審議会から公表された「退職給付に係る会計基準」は、平成 12 年 4 月 1 日以後開始される事業年度から実施されている。
8. 「退職給付に係る会計基準」二 1 では、「退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。」としているが、「年金資産については、その額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超える場合には、当該超過額を退職給付債務から控除することはできないものとし、前払年金費用として処理するものとする。」としている。

このような原則に対して、現行の「退職給付に係る会計基準注解」（注 1）1 では、「実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合には、当該超過額を資産及び利益として認識してはならない。」という特別の制限を定めている。

9. このような定めは、退職給付を巡る諸制度を前提とした以下の考え方に基づくものである（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」四 4 参照）。
 - (1) 企業年金制度に基づいて積み立てられた年金資産の実際運用収益が期待運用収益を超過したときや給付水準の引下げにより退職給付債務が減少したときに、年金資産が当該企業年金制度に係る退職給付債務を超過した額（未認識年金資産）を退職給付債務から控除する場合には、当該超過額を実質的に資産処理することにつながることになるが、外部に積み立てられている年金資産を企業の資産として認識することは適当でない。
 - (2) 当該超過額（未認識年金資産）が将来退職給付費用の減少につながるとしても、一般的に年金資産の払戻しには制限があることから、企業への当該超過額の払戻しが行われない限り、これを利益として認識することは適当でない。
10. その後、退職給付を巡る環境は著しく変化し、「退職給付に係る会計基準」の設定時には予測しえなかった大幅な変化が生じた。これは主に、以下のような諸制度等の変更によるものである。
 - (1) 日本公認会計士協会から公表された会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」において示された退職給付信託を利用して、厚生年金基金の代行部分を含む積立不足を解消するため当該信託に多額の拠出が行われたが、その後、厚生年金基金の代行返上が可能とされたこと
 - (2) さらに、厚生年金基金（確定給付企業年金を含む。）における掛金の減額等の制限が緩和されたこと

当委員会では、こうした状況に鑑み、平成 16 年 11 月に、積立超過（年金資産が退職給付債務を超えること）の会計処理について検討を行うこととした。

改正の考え方

11. 当委員会では、退職給付専門委員会を設置し専門委員による討議を含め、この会計処理に対する審議を行い、今般、「退職給付に係る会計基準注解」（注 1）1 を改正するという「退職給付に係る会計基準」の一部改正の公開草案をとりまとめ、広く各界からの意見を求めることとした。

12. この背景としては、「退職給付に係る会計基準」の設定後の環境の著しい変化（第 10 項参照）により、設定時には限定的に生ずると考えられていた未認識年金資産が、最近、しばしば生じていることが挙げられる。

このような諸制度等の変更、すなわち、退職給付信託による拠出や厚生年金基金の代行返上、さらには企業年金制度の柔軟化により、「退職給付に係る会計基準注解」（注 1）1 の前提とされた制約（第 9 項参照）が概ね解消したことから、「退職給付に係る会計基準」の設定時には将来の退職給付費用の前払いとすることに疑義があった未認識年金資産についても、特別の制限を設ける必要がなくなったものと考えられる。

したがって、これらの諸制度等の変更を中心とする状況変化に照らし、今後は「退職給付に係る会計基準注解」（注 1）1 の定めを適用せず、原則的な考え方である過去勤務債務及び数理計算上の差異の規則的な費用処理が適切に行われることとなるよう取り扱うことが適当であると考えられる。

この結果、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合にも、本会計基準の適用により、当該数理計算上の差異又は過去勤務債務は、企業への当該超過額の払戻しの有無にかかわらず、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理することとなる（第 3 項参照）。

13. 前述したように、本会計基準では、規則的な費用処理が適切に行われることとなるよう「退職給付に係る会計基準注解」（注 1）1 を見直すものであるが、この費用処理には、発生した期に全額を処理する方法を継続して採用することも含まれる（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」四 3 参照）ため、この場合には、必ずしも本来の規則的処理が行われているわけではないという見方がある。このような見方を踏まえ、過去勤務債務及び数理計算上の差異は、平均残存勤務期間以内の一定の年数ではなく、平均残存勤務期間により規則的に費用処理するよう変更すべきではないかという意見がある。

また、当該費用処理に関しては、海外の会計基準に鑑みて、原則として、各期の発生額についてそれぞれ毎期費用処理するという発生年度ごとに管理する方法ではなく、そ

これらの残高を基礎として毎期費用処理するという発生年度ごとに管理しない方法とすべきではないかという意見もある。

しかしながら、本会計基準では、緊急性の高い「退職給付に係る会計基準注解」（注1）1の見直しを優先させることとした。

以 上

企業会計基準適用指針公開草案第7号

「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用
指針（案）

平成17年1月13日
企業会計基準委員会

目次	項
目的	1
適用指針	2
適用時期等	5

設例

- [設例1] 原則適用（平成17年4月1日開始事業年度から適用する場合）
- [設例2] 早期適用（平成17年3月31日終了事業年度から適用する場合）

目的

1. 企業会計基準公開草案第4号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（案）」（以下「改正会計基準」という。）が、平成17年1月13日に公表されている。本適用指針は、改正会計基準の適用前において、「退職給付に係る会計基準注解」（注1）1により資産及び利益として認識していなかった超過額（企業年金制度に係る退職給付債務を超える年金資産の額。以下「未認識年金資産」という。）が生じていた場合の取扱いを中心に、改正会計基準に関する実務上の指針を定めるものである。

適用指針

2. 改正会計基準を平成17年4月1日以後開始する事業年度から適用する場合（改正会計基準第4項参照）、平成17年4月1日以後開始する事業年度前に発生し当該事業年度の期首に存在する未認識年金資産は、過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分し、当該事業年度の期首に発生したものとみなして、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理する。ただし、未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分することができない場合には、その全額を数理計算上の差異とすることができる（改正会計基準第5項参照）。[設例1-2]

なお、ここでいう合理的に区分することには、個別に把握することのほか、発生時の金額の比率を用いるなど適切な方法により算定することが含まれる。また、これには、過去勤務債務又は数理計算上の差異のいずれかが未認識年金資産の大部分を占めるものと想定される場合、当該未認識年金資産の全額を、大部分を占めるものと想定される項目とすることも含まれる。

また、数理計算上の差異の発生額について当期の発生額を翌期から費用処理する方法を用いている場合（「退職給付に係る会計基準注解」（注9）2参照）でも、改正会計基準を適用することにより平成17年4月1日以後開始する事業年度の期首に発生したとみなした数理計算上の差異に限り、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、当期から費用の減額として処理する（改正会計基準第6項参照）ことに留意する。[設例1-1] [設例1-3]

3. 改正会計基準を平成16年10月1日以後平成17年4月1日前に開始する事業年度から適用する場合（改正会計基準第4項ただし書き参照）、以下のように取り扱う。

- (1) 平成16年10月1日以後平成17年4月1日前に開始する事業年度前に発生し当該事業年度の期首に存在する未認識年金資産は、本適用指針第2項に準ずる。

すなわち、当該未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分し、当該事業年度の期首に発生したものとみなして、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理する。ただし、未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分することができない場合には、そ

の全額を数理計算上の差異とすることができる。また、数理計算上の差異の発生額について、当期の発生額を翌期から費用処理する方法を用いている場合でも、当該事業年度の期首に発生したものとみなした数理計算上の差異に限り、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、当期から費用の減額として処理することに留意する。

- (2) 改正会計基準を早期に適用した場合でも、正当な理由による会計方針の変更に該当するため、所定の注記（財務諸表等規則第 8 条の 3 及び連結財務諸表規則第 14 条参照）が必要となることに留意する。
 - (3) 平成 16 年 10 月 1 日以後平成 17 年 4 月 1 日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表においても、改正会計基準を適用することとなる。この場合、正当な理由による会計方針の変更に該当するため、所定の注記（中間財務諸表等規則第 5 条及び中間連結財務諸表規則第 11 条参照）が必要となることに留意する。
4. 改正会計基準を平成 17 年 3 月 31 日から平成 17 年 9 月 29 日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表から適用する場合(改正会計基準第 4 項また書き参照)、以下のように取り扱う。[設例 2]
- (1) 平成 17 年 3 月 31 日から平成 17 年 9 月 29 日までに終了する事業年度前に発生し当該事業年度の期末に存在する未認識年金資産は、過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分し、当該事業年度の期首に発生したものとみなして、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理する（改正会計基準第 5 項、本適用指針第 2 項ただし書き及びなお書き参照）。
この場合、数理計算上の差異の発生額について、当期の発生額を翌期から費用処理する方法を用いている場合でも、当該事業年度の期首に発生したものとみなした数理計算上の差異に限り、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、当期から費用の減額として処理する（改正会計基準第 6 項参照）ことに留意する。
 - (2) 平成 17 年 3 月 31 日から平成 17 年 9 月 29 日までに終了する事業年度に発生し当該事業年度の期末に存在する未認識年金資産は、改正会計基準の適用により、当期に発生した過去勤務債務又は数理計算上の差異となるため、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理する。数理計算上の差異の発生額について、当期の発生額を翌期から費用処理する方法を用いている場合（「退職給付に係る会計基準注解」（注 9）2 参照）には、翌期から費用の減額として処理することとなる。
 - (3) 改正会計基準は、平成 17 年 3 月 31 日から平成 17 年 9 月 29 日までに終了する事業年度を構成する中間会計期間に係る中間財務諸表において適用されていなかったこととなるが、これは、会計基準の変更に伴うものであり、中間期において複数の会計処理が認められている中から選択適用する会計処理の原則及び手続ではないため、いわゆる中間・年度の首尾一貫性が保持されていないもの（監査委員会報告第

36号「中間財務諸表と年度財務諸表との会計処理の首尾一貫性」2参照)には該当しない。

- (4) 平成17年3月31日から平成17年9月29日までに終了する事業年度から適用する場合でも、正当な理由による会計方針の変更に該当するため、所定の注記(財務諸表等規則第8条の3及び連結財務諸表規則第14条参照)が必要となることに留意する。

適用時期等

5. 本適用指針は、改正会計基準の適用にあわせて適用されることとなる。
6. 連結財務諸表が作成されている場合には、個別財務諸表と連結財務諸表の両方について、改正会計基準及び本適用指針を同時に適用する。このため、例えば、親会社(財務諸表提出会社)が適用する場合には、当該連結財務諸表に含まれる連結子会社の財務諸表についても、連結上、改正会計基準及び本適用指針が適用されることとなる。

設例

以下の設例は、本適用指針で示された内容について、理解を深めるためのものであるが、すべての会計処理等を網羅しているわけではない。また、前提条件が異なれば、それに適合する会計処理等も異なる場合があるので、この場合には本適用指針で示されている会計処理等を参照することが必要になる。また、設例で示された金額や比率などの数値は、特別な意味を有するものではなく、説明の便宜のために用いられているにすぎないことに留意する必要がある。

〔設例1〕 原則適用 (平成17年4月1日開始事業年度から適用する場合)

〔設例1-1〕 数理計算上の差異を翌期から費用処理する方針の場合(1)

<前提条件>

A社は適格退職年金制度を採用している。
 会計基準変更時差異500の費用処理年数は10年 (年間費用処理額50) であり、既に平成17年3月31日までの5年分 (250) は費用処理されている。
 未認識数理計算上の差異については、当期の発生額を翌期から費用処理期間10年の定額法により費用処理する方法を採用している。
 未認識過去勤務債務の残高はないものとする。
 設例は簡潔にするために、勤務費用、利息費用及び期待運用収益の計上、年金及び掛金の支払等を省略している。
 なお、設例で用いている記号Aは、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額の費用処理額である。

<平成17年度>

平成17年4月1日以後開始する事業年度前に発生し期首に存在する未認識年金資産130は、その発生原因が数理計算上の差異であったため、当該事業年度の期首に発生した数理計算上の差異とみなして、会社の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理する。数理計算上の差異の発生額について当期の発生額を翌期から費用処理する方法を採用している場合でも、平成17年4月1日以後開始する事業年度の期首に発生したとみなした数理計算上の差異に限り、当期から費用の減額処理をする。

また、平成18年3月31日における年金資産の公正な評価額は1,050となり、年金資産に係る数理計算上の差異が80 (借方差異) 発生した。

平成17年度 (未認識年金資産の振替の原則適用)						
	実際 17/4/1 (1,000)	振替 17/4/1	退職給付 費用	予測 18/3/31 (1,000)	数理計算 上の差異	実際 18/3/31 (1,000)
退職給付債務						
年金資産	1,130			1,130	(80)	1,050
未積立退職給付債務	130			130		50
未認識年金資産	(130)	③ 130		0		0
会計基準変更時差異	① 250		④ A (50)	200		200
未認識過去勤務債務	0			0		0
未認識数理計算上の差異	② 135	③ (130)	⑤ A (2)	3	⑥ 80	83
前払年金費用/ (退職給付引当金)	385	0	(52)	333	0	333

① 会計基準変更時差異の未処理額 (借方差異) $250 = 500 - 500 \text{ (借方差異)} \div 10 \text{年} \times 5 \text{年}$

② 未認識数理計算上の差異 (借方差異) 135 $(= 150 \times 9 / 10)$ は、平成15年度に発生した150を1年分償却した後の残高である。

③ 未認識年金資産残高の発生原因は数理計算上の差異であったため、全額を期首に数理計算上の差異に振り替える。

④ 会計基準変更時差異の費用処理額 $50 = 500 \text{ (借方差異)} \div 10 \text{年}$

⑤ 未認識数理計算上の差異の費用処理額 $2 = 150 \text{ (借方差異)} \div 10 \text{年} + (-130) \text{ (③により期首に振り替えられた貸方差異)} \div 10$

⑥ 当期に発生した数理計算上の差異は、会計方針に従い、翌期から費用処理する。

平成17年度における処理

(仕 訳)			
退職給付費用	52	/	退職給付引当金 (前払年金費用)
			52

〔設例1-2〕 数理計算上の差異を発生年度から費用処理する方針の場合

<前提条件>

A社は適格退職年金制度を採用している。

未認識数理計算上の差異については、当期の発生額を発生年度から費用処理期間10年の定額法により費用処理する方法を採用している。

会計基準変更時差異の未処理残高、未認識過去勤務債務の残高はないものとする。

設例は簡潔にするために、勤務費用、利息費用及び期待運用収益の計上、年金及び掛金の支払等を省略している。

なお、設例で用いている記号Aは未認識数理計算上の差異の費用処理額である。

<平成15年度>

当期における年金資産の実際運用収益が期待運用収益を上回ったため、平成16年3月31日において、年金資産に係る数理計算上の差異が200（貸方差異）発生し、年金資産の実際額1,200が退職給付債務の実際額1,000を200超過した。数理計算上の差異の当期発生を原因とする当該超過額200は、改正前の基準に基づき、当該金額を未認識年金資産に振り替えた。

平成15年度（年金資産が退職給付債務を超過）

	実際 15/4/1 (1,000)	退職給付 費用	予測 16/3/31 (1,000)	数理計算 上の差異	未認識 年金資産	実際 16/3/31 (1,000)
退職給付債務						
年金資産	1,000		1,000	200		1,200
未積立退職給付債務	0		0			200
未認識年金資産					(200)	(200)
会計基準変更時差異	0		0			0
未認識過去勤務債務	0		0			0
未認識数理計算上の差異 ①	270	② A (30)	240	(200)	200	240
前払年金費用/ (退職給付引当金)	270	(30)	240	0	0	240

①平成15年4月1日の未認識数理計算上の差異（借方差異）270（ $=300 \times 9/10$ ）は、平成14年度に発生した借方差異300を1年分償却した後の残高である。

②未認識数理計算上の差異の費用処理額30＝300（借方差異）÷10年

<平成16年度>

平成16年4月1日に、積立超過額のうち年金財政計算上における剰余金80が現金で返還された。年金資産の返還による積立超過の解消額（返還額）80は、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（平成16年10月4日改正）に基づき、退職給付引当金の増加として処理された。この未認識年金資産の発生原因は数理計算上の差異であるため、当該解消額は未認識数理計算上の差異に振り替えた。なお、返還額が返還前の年金資産に占める割合が重要ではないと判断されたため、返還した年金資産に対応する未認識数理計算上の差異の損益処理は行わないものとしている。

また、当期における年金資産の実際運用収益が期待運用収益を上回ったため、平成17年3月31日における年金資産の公正な評価額は1,150となり、年金資産に係る数理計算上の差異が30（貸方差異）発生し、当該金額を未認識年金資産に振り替えた。

平成16年度（超過分につき期首に一部年金資産の返還）

	実際 16/4/1 (1,000)	年金資産返還 16/4/1	退職給付 費用	予測 17/3/31 (1,000)	数理計算 上の差異	未認識 年金資産	実際 17/3/31 (1,000)
退職給付債務							
年金資産	1,200	(80)		1,120	30		1,150
未積立退職給付債務	200			120			150
未認識年金資産	(200)	80		(120)		(30)	(150)
会計基準変更時差異	0			0			0
未認識過去勤務債務	0			0			0
未認識数理計算上の差異 ③	240	(80)	④ A (22)	138	(30)	30	138
前払年金費用/ (退職給付引当金)	240	(80)	(22)	138	0	0	138

③年金資産の返還による未認識年金資産から数理計算上の差異への振替額80は、当期首に積立超過が解消したものであるため、当期から費用の減額処理をする。

④未認識数理計算上の差異の費用処理額22＝300（借方差異）÷10年＋（－80）（③により振り替えられた貸方差異）÷10年

<平成17年度>

平成17年4月1日以後開始する事業年度前に発生し期首に存在する未認識年金資産150は、その発生原因が数理計算上の差異であったため、当該事業年度の期首に発生したものとみなして、会社の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理する。

また、平成18年3月31日における年金資産の公正な評価額は1,070となり、年金資産に係る数理計算上の差異が80 (借方差異) 発生した。

平成17年度(未認識年金資産の振替の原則適用)						
	実際 17/4/1 (1,000)	振替 17/4/1	退職給付 費用	予測 18/3/31 (1,000) 0	数理計算 上の差異	実際 18/3/31 (1,000)
退職給付債務						
年金資産	1,150			1,150	(80)	1,070
未積立退職給付債務	150			150		70
未認識年金資産	(150)	⑤ 150		0		0
会計基準変更時差異	0			0		0
未認識過去勤務債務	0			0		0
未認識数理計算上の差異	138	⑤ (150)	⑥ A (15)	(27)	80	53
前払年金費用/ (退職給付引当金)	138	0	(15)	123	0	123

⑤未認識年金資産の発生原因が数理計算上の差異であるため、全額を数理計算上の差異に振り替える。

⑥未認識数理計算上の差異の費用処理額 $15 = 300$ (借方差異) $\div 10$ 年 + (-80) (③により振り替えられた貸方差異) $\div 10$ 年 + (-150) (⑤により期首に振り替えられた貸方差異) $\div 10$ 年 + 80 (当期発生 of 借方差異) $\div 10$ 年

平成17年度における処理

(仕 訳)			
退職給付費用	15	/	退職給付引当金 (前払年金費用)
			15

〔設例1-3〕 数理計算上の差異を翌期から費用処理する方針の場合(2)

<前提条件>

A社は適格退職年金制度を採用している。
未認識数理計算上の差異については、当期の発生額を翌期から費用処理期間10年の定額法により費用処理する方法を採用している。

会計基準変更時差異の未処理残高、未認識過去勤務債務の残高はないものとする。

設例は簡潔にするために、勤務費用、利息費用及び期待運用収益の計上、年金及び掛金の支払等を省略している。

なお、設例で用いている記号Aは未認識数理計算上の差異の費用処理額である。

<平成15年度>

設例1-2と同じものとする。

平成15年度(年金資産が退職給付債務を超過)						
	実際 15/4/1 (1,000)	退職給付 費用	予測 16/3/31 (1,000)	数理計算 上の差異	未認識 年金資産	実際 16/3/31 (1,000)
退職給付債務						
年金資産	1,000		1,000	200		1,200
未積立退職給付債務	0		0			200
未認識年金資産					(200)	(200)
会計基準変更時差異	0		0			0
未認識過去勤務債務	0		0			0
未認識数理計算上の差異 ①	300	② A (30)	270	(200)	200	270
前払年金費用/ (退職給付引当金)	300	(30)	270	0	0	270

①未認識数理計算上の差異(借方差異)は、翌期から費用処理する方針であるので、平成14年度に発生した300が繰り越されている。

②未認識数理計算上の差異の費用処理額 $30 = 300$ (借方差異) $\div$ 10年

<平成16年度>

設例1-2と同じものとする。

平成16年度(超過分につき期首に一部年金資産の返還)							
	実際 16/4/1 (1,000)	年金資産返還 16/4/1	退職給付 費用	予測 17/3/31 (1,000)	数理計算 上の差異	未認識 年金資産	実際 17/3/31 (1,000)
退職給付債務							
年金資産	1,200	(80)		1,120	30		1,150
未積立退職給付債務	200			120			150
未認識年金資産	(200)	80		(120)		(30)	(150)
会計基準変更時差異	0			0			0
未認識過去勤務債務	0			0			0
未認識数理計算上の差異	270	③ (80)	④ A (22)	168	(30)	30	168
前払年金費用/ (退職給付引当金)	270	(80)	(22)	168	0	0	168

③年金資産の返還による未認識年金資産から数理計算上の差異への振替額80は、実際の発生は過年度であり、かつ、当期首に未認識年金資産より振り替えられたものであるため、当期から費用の減額処理をする。

④未認識数理計算上の差異の費用処理額 $22 = 300$ (借方差異) $\div$ 10年 + (-80) (③により振り替えられた貸方差異) $\div$ 10年

<平成17年度>

平成17年4月1日以後開始する事業年度前に発生し期首に存在する未認識年金資産150は、その発生原因が数理計算上の差異であったため、当該事業年度の期首に発生したものとみなして、会社の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理する。数理計算上の差異の発生額について当期の発生額を翌期から費用処理する方法を採用している場合でも、平成17年4月1日以後開始する事業年度の期首に発生したとみなした数理計算上の差異に限り、当期から費用の減額処理をする。

また、平成18年3月31日における年金資産の公正な評価額は1,070となり、年金資産に係る数理計算上の差異が80(借方差異)発生した。

平成17年度(未認識年金資産の振替の原則適用)

	実際 17/4/1 (1,000)	振替 17/4/1	退職給付 費用	予測 18/3/31 (1,000)	数理計算 上の差異	実際 18/3/31 (1,000)
退職給付債務				0		
年金資産	1,150			1,150	(80)	1,070
未積立退職給付債務	150			150		70
未認識年金資産	(150)	⑤ 150		0		0
会計基準変更時差異	0			0		0
未認識過去勤務債務	0			0		0
未認識数理計算上の差異	168	⑤ (150) ⑥ A (7)	(7)	11	80	91
前払年金費用/ (退職給付引当金)	168	0	(7)	161	0	161

⑤未認識年金資産の発生原因は数理計算上の差異であったため、全額を数理計算上の差異に振り替える。

⑥未認識数理計算上の差異の費用処理額7=300(借方差異)÷10年+(-80)(③により振り替えられた貸方差異)÷10年+(-150)(⑤により期首に振り替えられた貸方差異)÷10年

平成17年度における処理

(仕 訳)

退職給付費用	7	/	退職給付引当金 (前払年金費用)	7
--------	---	---	---------------------	---

〔設例2〕 早期適用 (平成17年3月31日終了事業年度から適用する場合)

<前提条件>

A社は適格退職年金制度を採用している。

未認識数理計算上の差異については、当期の発生額を翌期から費用処理期間10年の定額法により費用処理する方法を採用している。

会計基準変更時差異の未処理残高、未認識過去勤務債務の残高はないものとする。

設例は簡潔にするために、勤務費用、利息費用及び期待運用収益の計上、年金及び掛金の支払等を省略している。

なお、設例で用いている記号Aは未認識数理計算上の差異の費用処理額である。

<平成16年度>

平成17年3月31日における年金資産の公正な評価額は1,230となり、年金資産に係る数理計算上の差異が30 (貸方差異) 発生した。これは、当期に発生した数理計算上の差異であるため、会計方針に従い翌期から費用処理する。

平成17年3月31日に終了する事業年度前に発生し、当該事業年度の期末に存在する未認識年金資産200は、その発生原因が数理計算上の差異であったため、当該事業年度の期首に発生した数理計算上の差異とみなして、会社の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理する。数理計算上の差異の当期の発生額について、当期の発生額を翌期から費用処理する方法を用いている場合でも、当事業年度の期首に発生したものとみなした数理計算上の差異に限り、当期から費用の減額として処理する。

平成16年度 (未認識年金資産の振替の早期適用)							
	実際 16/4/1	退職給付 費用	予測 17/3/31	振替	振替分 費用減額	数理計算 上の差異	実際 17/3/31
退職給付債務	(1,000)		(1,000)				(1,000)
年金資産	1,200		1,200			30	1,230
未積立退職給付債務	200		200				230
未認識年金資産	(200)		(200)	③ 200			0
未認識過去勤務債務	0		0				0
未認識数理計算上の差異	① 270	② A (30)	240	③ (200)	④ A 20	⑤ (30)	30
前払年金費用/ (退職給付引当金)	270	(30)	240	0	20	0	260

①平成16年4月1日の未認識数理計算上の差異 (借方差異) 270 (=300×9/10) は、平成14年度に発生した借方差異300を1年分償却した後の残高である。

②未認識数理計算上の差異の費用処理額30=300 (借方差異) ÷10年

③平成16年度の期首以前に発生し、期末時点において存在している未認識年金資産200は、その発生原因が数理計算上の差異であるため、全額を期首に発生した数理計算上の差異とみなし振り替える。

④③により振り替えた数理計算上の差異の費用の減額処理額-20= (-200) (③により振り替えられた貸方差異) ÷10年

⑤これは、当期に発生した数理計算上の差異であるため、会計方針に従い翌期から費用処理する。

平成16年度における処理

(仕 訳)			
退職給付費用	※ 10	/	退職給付引当金 (前払年金費用) 10

※ ②30-④20=10

以 上